

原議保存期間 3年
(令和9年3月31日まで)

犯罪収益移転防止法共管省庁担当課長 殿

事務連絡

令和6年2月28日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として医療券等が用いられた場合の受給者番号等の取扱いに関する留意事項等について

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下「犯罪収益移転防止法施行規則」という。）第7条第1号ホの規定により、医療券、調剤券及び介護券（以下「医療券等」という。）は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として用いることが認められています。

他方、別添「生活保護の受給者番号等の告知要求制限について（令和6年1月18日付け事務連絡）」のとおり、令和3年6月に公布された全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）により、生活保護法（昭和25年法律第144号）に、医療券等に記載された公費負担者番号及び受給者番号（以下「受給者番号等」という。）について、保護の決定若しくは実施に関する事務若しくは被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務又はこれらに関連する事務の遂行の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられ、本年3月1日から施行されることとなっているところ、医療券等を本人確認書類として顧客等の本人特定事項の確認を行う際の留意事項等については、下記のとおりですので、各省庁におかれましては、医療券等の適切な取扱いが行われるよう所管する特定事業者に周知していただきますようお願いいたします。

また、本事務連絡は、厚生労働省社会・援護局と協議済みであることを申し添えます。

記

1 本人特定事項の確認の際の留意事項について

犯罪収益移転防止法における顧客等の本人特定事項の確認に際して、本人確認書類として医療券等の提示を求めることは可能ですが、当該医療券等の受給者番号等を書き写すことがないようお願いいたします。この場合において、当該医療券等の写しをとる際には、当該写しの受給者番号等を復元できない程度にマスキングを施した上で確認記録に添付するようお願いいたします。

医療券等の写しの送付を受けることにより本人特定事項の確認を行う場合、あらかじめ顧客等に対し受給者番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けるようお願いいたします。また、受給者番号等にマスキングが施されていない写しの送付を受けた場合については、受給者番号等を復元できない程度にマスキングを施した上で当該写しを確認記録に添付するようお願いいたします。

なお、医療券等が本人確認書類として用いられた場合における、犯罪収益移転防止法施行規則第20条第1項第17号に掲げる記録事項については、当該医療券等を特定するに足る事項として、その名称に加えて、発行主体等を記録する必要があります。

2 顧客等への案内の際の留意事項について

本人特定事項の確認に際して受給者番号等の告知を求めているかのような説明を行わないようお願いいたします。

例えば、ホームページやリーフレット等に「受給者番号が記載された面の写しを送付してください」といった記載を行わないよう留意してください。

(連絡先)

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課

(03-3581-0141 内線4429)